

地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方

平成16年7月

災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会

はじめに

文化財や文化遺産は先人の精神活動の証しであり、それを知るよすがでもある。こうしたものを各種の災厄から守り、後世に伝えることは現在に生きる我々の責務である。このための努力は先人も行ってきたし、現代にも引き継がれているが、社会の急激な変化が歴史都市での文化遺産の保全を著しく困難にしていることも事実である。

100年前には人里離れた場所にあった文化遺産が、今では稠密な住家に取り巻かれているところは枚挙に暇が無い。こうした近代の社会構造の変化により、文化遺産の安全性が損なわれる可能性が高まったからには、それに打ち克つ対策を最新の技術をもって対応する責務を我々は負っているのである。

我が国に限らず歴史都市においては、文化遺産を核としてまちが形成されている地域は多い。文化遺産は、その地域の歴史的価値、文化的価値、社会的価値が結実したものであり、これらの文化遺産をまもる取り組みは地域住民の精神の拠り所をまもることでもある。

文化財やそれを擁する建造物が人家から離れて展開する場合には、従来のような観点での文化財保護で十分な面であろうが、そうでない場合には、対象とする建造物だけを外からの災厄から守ることには問題があり、周辺の地域全体の防災能力を高めることではじめて目的を達することが出来るであろう。

現在、東海地震をはじめとする巨大地震と内陸の地震による大規模災害の発生が懸念されおり、これらの対策が鋭意進められているが、文化遺産に関しては、これを代替性の無い特別なものとして扱う視点が欠けていた。一方、文化財の保護に関わる事業においても、1995年の阪神大震災までは、地震後の同時多発火災の神社仏閣への延焼などのような、外からの災厄に対する視点が欠けていた。こうした災厄の起きる可能性は日一日と高まっているのであり、残された時間は多くは無いのである。

こうしたなか、平成15年6月、内閣府、国土交通省、消防庁、文化庁により「災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会」が組織され、災害から文化遺産と地域をあわせてまもることに関し、委員各位の闊達な議論により検討を重ねてきた。本委員会では、地震災害以外の災害まで含めて議論が行われたが、まずは、焼失による文化遺産の永久の喪失を防ぐことが重要であるという観点から、地震災害に対する文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政の役割、地域における計画の考え方、具体的な手法等に関し主に検討が行われた。今回は、その基本的考え方を「地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方」としてとりまとめるものである。

今回のまとめをもとに、各地における文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政が認識を新たにし、来るべき地震災害から文化遺産と地域をまもるための計画づくり取り組みが全国各地で推進されることを願ってやまない。

平成 16年 7月

災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会
委員長 土岐 憲三

災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会 委員名簿

委員	長	土岐憲三	立命館大学教授
委員		秋山喜久	関西経済連合会会長・関西電力株式会社取締役会長
	"	内田俊秀	京都造形芸術大学教授
	"	奥村 弘	歴史資料ネットワーク代表幹事・神戸大学助教授
	"	河内 隆	(03.6.27~04.3.31) 京都市副市長
	"	毛利信二	(04.4.1~04.4.21)
	"	小出 治	東京大学教授
	"	小林隆彰	比叡山延暦寺学問所所長
	"	斎藤誠治	消防科学総合センター常務理事 (現 日本万国博覧会記念機構監事)
	"	坂本 功	東京大学教授
	"	杉本苑子	(03.6.27~04.1.15) 歴史作家
	"	中村正彦	東京都危機管理監
	"	福岡捷二	広島大学教授
	"	益田兼房	東京芸術大学教授(現 立命館大学教授)
	"	室崎益輝	神戸大学教授(現 消防研究所理事長)
	"	森 清範	清水寺貫主
	"	森まゆみ	作家・地域誌編集者
	"	山脇晴子	日本経済新聞社文化事業部長

以上 50 音順

事務局		内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(地震・火山対策担当)
	"	消防庁防災課
	"	文化庁文化財部建造物課
	"	国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市防災対策室

(オブザーバー)		文化庁文化財部伝統文化課
	"	国土交通省都市・地域整備局都市計画課
	"	国土交通省都市・地域整備局街路課
	"	国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
	"	国土交通省河川局河川計画課
	"	国土交通省道路局国道・防災課道路防災対策室
	"	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室

地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方

目 次

第1章 策定の背景等

- 1.1 文化遺産をまもる必要性…………… 1
- 1.2 近い将来の大規模地震への対応…………… 1
- 1.3 文化遺産と地域をあわせてまもる意義…………… 1
- 1.4 文化遺産所有者・管理者、地域住民、行政の連携の重要性…………… 2

第2章 地震災害から文化遺産と地域をまもる基本的な考え方

- 2.1 本あり方において対象とする災害・文化遺産・地域…………… 3
 - (1) 対象とする災害…………… 3
 - (2) 対象とする文化遺産…………… 3
 - (3) 対象とする地域…………… 3
- 2.2 主体毎の取り組みのあり方…………… 3
 - (1) 文化遺産の所有者・管理者の取り組み…………… 3
 - (2) 地域住民の取り組み…………… 3
 - (3) 行政の取り組み…………… 4
- 2.3 文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政の連携…………… 5
 - (1) 防災まちづくりとしての地域での取り組み…………… 5
 - (2) 自主防災組織の活性化…………… 5
 - (3) 被災時の行動方針の策定…………… 5
 - (4) 各主体が連携した訓練による防災力の向上…………… 5
 - (5) NPO、NGO等との連携の強化…………… 5
 - (6) 文化遺産の専門家のネットワークの構築…………… 6

第3章 地震災害から文化遺産と地域をまもる計画の考え方

- 3.1 地域防災計画への位置づけ…………… 7
- 3.2 計画策定の方針…………… 7
 - (1) 文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政の役割分担…………… 7
 - (2) 文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政の連携…………… 7
 - (3) 短期・中長期的対策の両面からの検討…………… 7
 - (4) 地震災害の被災過程に応じた防災対策の検討…………… 7
- 3.3 計画策定の方法、留意点…………… 7
 - (1) 対象とする文化遺産と地域の決定…………… 7

(2) 地域特性の把握	7
(3) ソフト・ハード対策の検討	8
(4) 計画内容の決定	8
(5) 事業の具体化に向けた検討	8
3.4 計画実現に向けた体制の構築	8

第4章 具体的な対策手法

4.1 ハード対策	9
(1) 文化遺産を所有者・管理者がまもる手法	9
(2) 文化遺産と地域を一体としてまもる手法	9
(3) 地域ぐるみの取り組みとして	
文化遺産と地域をまもる手法	9
4.2 ソフト対策	10
(1) 文化遺産を所有者・管理者がまもる手法	10
(2) 地域ぐるみの取り組みとして	
文化遺産と地域をまもる手法	10

第5章 実現に向けた課題等について

5.1 地震災害以外の災害に対する対応	12
5.2 文化遺産の復旧等の支援	12
5.3 文化遺産の防災に関する研究・技術開発の推進	12

(参考資料) 地震災害から文化遺産と地域をまもるケーススタディの結果

(別紙) 災害から文化遺産と地域をまもるための今後の展開について

第1章 策定の背景等

1.1 文化遺産をまもる必要性

文化遺産は人類の精神活動の証、先人の精神活動を知る縁であり、文化遺産の価値の大小に関わらず、これらを後世に伝えていくことは現在を生きる我々の責務である。

我が国はその歴史から数多くの文化遺産を有しており、これらの文化遺産を核としてまちが形成されている地域は多い。文化遺産は、その地域の歴史的価値、文化的価値、社会的価値が結実したものであり、これらの文化遺産をまもる取り組みは地域住民の精神の拠り所をまもることである。

また、我が国の文化遺産の中には世界遺産として登録されたものもあり、これらについては国際社会に対する責務からも人類共通の文化遺産としてまもっていく必要がある。

1.2 近い将来の大規模地震への対応

現在、わが国では大規模な被害が予想される東海、東南海、南海地震が今世紀前半に発生する可能性の高いことが専門家から指摘されており、また、内陸の活断層による直下型地震の発生も各地で懸念される状況にある。このため、早期に大規模地震への対応を図り、地震被害を最小限に抑える取り組みが求められている。

こうしたなか、防災の視点からは、これまで文化遺産に対する配慮が欠けていた面があったが、平成14年7月に中央防災会議防災基本計画専門調査会より出された「防災体制の強化に関する提言」において、歴史的遺産や歴史的まちなみに対して、震災時等における防災対策を一層充実させる必要性が唱われた。また、東南海・南海地震対策大綱においても、文化遺産の保護対策が位置づけられており、わが国の防災施策上重要な課題として、早期に文化遺産の地震対策を具体化していく必要がある。

1.3 文化遺産と地域をあわせてまもる意義

大規模地震災害時は、文化遺産だけでなく地域全体が大きな被害を受けており、人命に関わるような被災状況であり、文化遺産を優先的に災害からまもる活動は必ずしも期待できない。

そのため、文化遺産をまもるためには、核となる文化遺産を含めた地域全体をまもる方向で、文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政が連携し、地域の防災力向上を図るために様々な取り組みを行っていく必要がある。

また、まちと一体となっている文化遺産を持つ地域では、歴史的にも密接し

た関係を有するものが多く、大規模な地震災害から文化遺産だけをまもっても、周辺地域が大きな被害を受けた場合にはその文化遺産の価値自体も損われてしまい、また逆に文化遺産が損われてしまうと、地域の文化的な核を失うことによって、地域の活力が減少するおそれがあり、文化遺産と地域を一体としてまもることの重要性を認識する必要がある。

さらに、これらの活動はその地域の防災力の向上だけでなく、地域のコミュニティの活性化を促すこととなり、さらには、これらの地域活動は周辺地域にも影響を与え、広域的な防災活動の促進につながることを期待できる。

1.4 文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政の連携の重要性

わが国の文化遺産が災害により大規模な被害を受けた場合、地域住民の精神の拠り所が失われるとともに、地域コミュニティの崩壊等を招き、文化・観光資源の喪失と相俟ってその文化的・社会的損失は莫大なものになると考えられる。

文化遺産の所有者・管理者が自らの文化遺産をまもる取り組みは当然のことではあるが、大規模な災害から文化遺産をまもるには文化遺産の所有者・管理者の力だけでは不十分である。

また、広範囲にわたって被災が予想される大規模地震では、行政機関がすべての被災箇所に対して迅速に救援活動を行うことは現実的に不可能であり、文化遺産をとりまく地域の住民の協力が必要不可欠であることを認識するとともに、文化遺産を後世に伝えていく責務を共に有する文化遺産所有者・管理者、地域住民、行政は連携していくことが必要である。

第2章 地震災害から文化遺産と地域をまもる基本的な考え方

2.1 本あり方において対象とする災害・文化遺産・地域

(1) 対象とする災害

わが国では、その自然・地形条件より、地震、風水害、地すべり等多くの災害が毎年発生している。これらの災害により破損した文化遺産の復旧は現代の技術から概ね可能であるが、火災により焼失した場合は、文化遺産は永久に失われることとなる。

そこで、本あり方において対象とする災害は、文化遺産や地域を焼失させるような大規模な火災の発生を伴う恐れのある地震災害とする。

(2) 対象とする文化遺産

文化遺産は法律で規定されている文化財だけでなく、広い意味で歴史的な景観やまちなみ等空間的なものを含めるものとする。

文化遺産と地域をあわせてまもるという考え方においては、地域の核として認識されている文化遺産であれば、それは世界遺産、国宝などに限定する必要はないと考えられる。

そこで、本あり方において対象とする文化遺産は、世界遺産、国宝、重要文化財等の指定されたものだけでなく、未指定の文化遺産も含め地域の核となるようなものとする。

(3) 対象とする地域

文化遺産と地域をあわせてまもるということをその地域において実現するためには、文化遺産の所有者・管理者と地域住民が連携して活動に当たって行くことが前提となる。

そこで、本あり方において対象とする地域は、文化遺産を核としてコミュニティが形成されている地域を基本とする。

2.2 主体毎の取り組みのあり方

(1) 文化遺産の所有者・管理者の取り組み

文化遺産の所有者・管理者は、現存する文化遺産を適切に後世に引き継ぐべく、平常時から責任を持って防災対策に取り組むとともに、地域の一員として地域との協力関係の強化を図っていく必要がある。そのため、文化遺産を利用した地域行事の開催や文化遺産の公開等を行う等により、文化遺産を地域の身近な存在としていくなどの取り組みを行っていくことが必要である。

また、災害時には文化遺産をまもるべく行動し、極力被害を軽減させるために努力する必要がある。

(2) 地域住民の取り組み

地域住民は、地域の一員として、地域の核となる文化遺産や地域をまもるための様々な活動に取り組んでいく必要がある。特に、地域住民による自主防災組織等の防災力は有効性が期待されるため、地域住民は防災意識を高め、自主防災組織の活動に日常から積極的に参加し、災害時には文化遺産を含めて地域をまもるよう行動する必要がある。

(3) 行政の取り組み

行政は、大規模地震から文化遺産と地域をまもるために必要な対策を行うとともに、文化遺産の所有者・管理者及び地域住民の取り組みに対する支援を行うため、以下のような取り組みを実施する必要がある。

ア) 防災意識の普及・啓発

文化遺産の所有者・管理者、地域住民に対し、文化遺産と地域をまもる意義や防災意識の普及・啓発を行い、文化遺産の所有者・管理者と地域住民が一体となった防災活動を推進する。また、子供たちに対して防災・文化遺産に関する教育を行う。

イ) 文化遺産の所有者・管理者への防災指導

消火施設等に関する指導、文化遺産の建造物の倒壊防止、美術工芸品の転倒や転落防止対策について指導を行う。

ウ) 自主防災組織の活動の支援・指導

文化遺産の所有者・管理者及び地域住民が自主的な防災活動を行える組織づくりを働きかけ、支援するとともに、防災訓練等の指導を行う。

エ) 地域防災計画等への反映

文化遺産と地域をまもるための取り組みについては、防災基本計画、地域防災計画等に位置づけ、文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政の役割を明確にする。特に、文化遺産に対する震災時の行政職員配置・行動などについて出来る限り明確化し、的確な対応が図れるようにしておく。

オ) 文化遺産に関する専門家の育成

建築物や美術工芸品の専門家、文化遺産の保存修復技術を有する人材、文化遺産を活用したまちづくりに関する地域住民への指導・支援を行う人材等を育成する。

カ) 未指定の文化遺産の調査

未指定の文化遺産を予め調査・把握し、災害時の消火活動・文化遺産の搬出・保全活動の方法に反映させるとともに、災害後の復旧・復興の際に文化遺産の喪失を避ける。

キ) 行政間の連携

防災は広範囲の行政部局にまたがることから行政部局間の連携を密にするとともに、国と地方公共団体間の連携を図りながら、効率的に対策を推進する。

ク) 都市全体の防災力の向上

木造家屋密集市街地の解消や建築物の耐震化・不燃化・難燃化、道路の拡幅、緑地整備等はその実現に時間を要するものの、大規模火災の発生・延焼防止効果が大きいことから、都市全体での防災力の向上に向け、その整備を計画的に進める。

ケ) 文化遺産の復旧等への配慮

大規模地震の際に、被災した未指定の文化遺産が取り壊されたり、その他美術工芸品等の多くが失われているという現実があることから、災害時に出来るだけ文化遺産を保全できるよう文化遺産所有者・管理者に対して専門家からの働きかけが行われるよう配慮する。

コ) 被災したまちなみの復旧・復興

大規模地震により被災が予想される歴史的なまちなみの復旧・復興のあり方について、あらかじめ検討を行っておく。

2.3 文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政の連携

(1) 防災まちづくりとしての地域での取り組み

災害につよいまちづくりに向けた各種ハード・ソフト対策について、文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政が連携・協力して検討を行うとともに、その実施に向けて協調して取り組むことが必要である。

(2) 自主防災組織の活性化

行政は、地域のコミュニティにおける自主防災組織の設立を支援し、これと連携し、地域住民、ボランティア団体等がその活動に参加できるよう配慮し、組織の活性化を図ることが必要である。

(3) 被災時の行動方針の策定

大規模な地震災害の場合には、すべての文化遺産をまもることは困難であることから、行政、文化遺産の所有者・管理者は連携し、文化遺産に対する被災時の行動方針について専門家の協力を得ながら検討し、予め策定しておくことが必要である。

(4) 各主体が連携した訓練による防災力の向上

地域の防災力の向上を図るべく、定期的に文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政が連携して消火活動・搬出・保全活動の訓練を行うことが必要である。

(5) N P O , N G O 等との連携の強化

文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政の各主体は、地域において具体の防災対策等に積極的な取り組みを行っているN P O、N G O等との連携を強化し、そのノウハウを活かしながら地震災害から文化遺産と地域をまもる対策を効果的に実現していく必要がある。

(6) 文化遺産の専門家のネットワークの構築

被災時に、早期に被災地の文化遺産の状況を把握し、対策を推進できるように、文化遺産に関する専門家の全国規模でのネットワーク体制の構築を行っていくことが必要である。

第3章 地震災害から文化遺産と地域をまもる計画の考え方

3.1 地域防災計画への位置づけ

文化遺産を核とした個別の地域において、文化遺産と地域を地震災害からまもる具体の計画*を策定することが必要であり、この策定された計画は、地域防災計画に位置づけていくことが必要である。

(*委員会においてケーススタディとして具体的に検討を行った結果を参考資料に示す。)

3.2 計画策定の方針

災害から文化遺産と地域をまもる計画は、文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政が連携して策定する。策定の考え方は以下に示すとおりである。

(1) 文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政の役割分担

文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政がそれぞれ責任を持って計画において担うべき役割を三者が協議して明確化する。

(2) 文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政の連携

文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政が連携して行う必要のあるハード・ソフト対策について整理・検討を行う。

(3) 短期・中長期的対策の両面からの検討

消防水利施設整備の短期的な対策と道路拡幅、空地や緑地の整備等の都市整備に関する中長期的な対策の両面から、具体的な計画を検討する。

(4) 地震災害の被災過程に応じた防災対策の検討

活動内容については、災害前、災害発生時、応急対応時、災害後のそれぞれの状況に応じて整理・検討を行い、具体的な対策、活動内容を決定する。

3.3 計画策定の方法、留意点

具体的な計画策定の方法について、計画検討の流れに沿った検討内容と留意点は以下に示すとおりである。

(1) 対象とする文化遺産と地域の決定

地域の核となる文化遺産を設定し、コミュニティの状況、地形条件、木造家屋等の分布状況、道路状況等を勘案して文化遺産を含む対象エリアを決定する。対象地域のエリア設定にあたってはコミュニティを分断しないように配慮し、また延焼防止に有利となる道路等の空地を考慮した境界の設定が必要である。

(2) 地域特性の把握

当該地域のハード・ソフト対策を検討する際には、基礎となる文化遺産

と地域の消防水利状況、コミュニティの活動内容、対象地域を含む周辺エリアにおける建物の不燃化の状況等を把握する必要がある。

(3) ソフト・ハード対策の検討

ア) ソフト対策

地域の消火活動や文化遺産の搬出・保全、住民・観光客等の避難・誘導等文化遺産と地域の防災力の向上に資する様々なソフト対策についての検討を行う。

イ) ハード対策

延焼シミュレーション等を活用し、当該地域で必要となる消防水利施設の整備や都市の整備などハード対策に関する検討を行う。水利施設の設置については、ソフト対策である消火活動と併せて検討することが必要である。なお、水源の確保にあたって、一般に河川水や地下水の利用が考えられるが、水利権が設定されていることが多く、取水にあたっては水利権者、河川管理者等との調整が必要である。

(4) 計画内容の決定

ソフト・ハード対策の検討結果を踏まえ、実現可能な計画を決定し、ハード対策については概略計画図の作成や事業費の試算を行う。

(5) 事業の具体化に向けた検討

対象地域で決定したソフト・ハード対策の早期実現に向けて、個々の施設整備について事業主体を設定するとともに、国の補助事業や地方公共団体独自の事業などの活用を視野に入れて、事業化の検討を行う。

3.4 計画実現に向けた体制の構築

本計画については、文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政の三者が連携して検討するものであるが、この実現に向けては、計画策定後も引き続き協議を行う場などを設けることが必要である。また、災害時の活動においては、災害時に機能する自主防災組織の体制が不可欠であるが、この協議の場における地域住民の組織を発展し、自主防災組織の活動につなげていくことも考えられる。

第4章 具体的な対策手法

4.1 ハード対策

(1) 文化遺産を所有者・管理者がまもる手法

文化遺産の被害は、地震による倒壊や火災による焼失によるものが主で、文化遺産の所有者・管理者はこれらの災害に対して自ら対策に努める。

ア) 建造物の倒壊防止

建造物については、可能な範囲で構造補強を行い、倒壊の防止に努める。

イ) 美術工芸品等の転倒・転落防止

美術工芸品等については地震災害時に損傷しないように、転倒・転落防止設備を設ける。

ウ) 各種消火設備の整備

所有者・管理者は、初期消火が可能となるように耐震性を考慮した消火設備を整備する。また、外部からの延焼を防止する必要がある場合には、延焼防止設備を設ける。

(2) 文化遺産と地域を一体としてまもる手法

文化遺産を含む地域のまちづくりの中で文化遺産の周辺地域としての環境や景観の保全に配慮しつつ、都市の整備、地域の自主防災組織が利用できる消防水利の整備等により地域の防災力の向上を目指す。

ア) 延焼を減ずるための周辺の街路樹整備、公園・空地整備

延焼防止に有効な機能を持つ街路樹や公園・空地の計画的な整備を図る。

イ) 消防や地域による消火活動のための施設の整備

消防機関、地域住民それぞれが十分に消火活動を行えるように、消火施設の適切な配備、充実を図る。また、地震火災の初期段階に必要な水量を確保するためにも、消防水利設備の耐震化を促進する。さらに、必要に応じて外部からの延焼を防止する設備を設ける。

ウ) 建築物の耐震化・不燃化等

人命を守るとともに防災活動の支障とならないよう、住宅等の建築物の耐震化を進めるとともに、地域の歴史的な景観やまちなみに配慮しつつ不燃化・難燃化を進め、火災に強い地域としての整備を進める。

(3) 地域ぐるみの取り組みとして文化遺産と地域をまもる手法

文化遺産の保全場所や住民・観光客等の避難場所を整備し、地震災害

発生後の対応に配慮する。

ア) 文化遺産の保全場所の整備

延焼防止を目的に搬出した文化遺産については、盗難を防止し、安全に保全できる場所を確保する。

イ) 住民・観光客等の避難路、避難場所の整備

文化遺産である寺や神社等では観光客等が多く訪れるため、地域住民に加えて観光客等を考慮した避難路、避難場所を確保する。

4.2 ソフト対策

(1) 文化遺産を所有者・管理者がまもる手法

消火活動・文化遺産の搬出・保全活動、観光客等の避難・誘導等が迅速・的確に行えるように、日頃から訓練等を行う。

ア) 文化遺産の消火、搬出・保全

災害時には出火防止に努めると共に、迅速・的確に消火活動・文化遺産の搬出・保全活動が行えるよう予め検討を行い、日頃から訓練を行う。

イ) 観光客等の避難・誘導等

地震災害時の観光客等の避難・誘導等について検討を行い、災害時に迅速・的確に観光客等の避難・誘導等ができるように訓練を行う。

(2) 地域ぐるみの取り組みとして文化遺産と地域をまもる手法

自主防災組織と消防機関が連携した日頃からの訓練の積み重ねにより、地域の防災力を向上させるとともにマニュアルの整備を行う。

ア) 消防や地域住民等による消火活動・文化遺産の搬出・保全活動の訓練

災害時に自主防災組織による迅速・的確な消火活動・文化遺産の搬出・保全活動が行えるように、日頃から訓練を行う。

イ) 各種活動のマニュアル整備

消火活動、文化遺産の搬出・保全活動、住民や観光客等の避難・誘導等に関するマニュアルを整備し、災害時に文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政がそれぞれ迅速・的確に行動できるようにする。

ウ) 地域の防災力向上の取り組み

伝統的建造物群保存地区については、まちそのものがまもるべき文化遺産であるが、建造物の不燃化などが困難な場合がある。その際に、例えば、地域全体で行われる様々な防災力向上の取り組みを

前提として、条例により建築基準法の規制緩和を行い、伝統的なまちなみの保全を図るといったことも考えられる。

第5章 実現に向けた課題等について

地震災害から文化遺産と地域をまもる取り組みを各地で早期に実現させていくため、検討が必要な課題を以下に整理する。

5.1 地震災害以外の災害に対する対応

わが国ではその自然・地形条件より、地震災害以外にも、風水害、地すべり等多くの災害が毎年発生している。これらの災害により被災した文化遺産の復旧は現代の技術から概ね可能であるが、風水害時には文化遺産の喪失も懸念されることから、地域特性に応じてこれらの対策についても地震災害とあわせて検討を行っていくことが必要である。

5.2 文化遺産の防災に関する研究・技術開発の推進

地震災害時における文化遺産と地域の被害の軽減、水量の削減やコスト縮減等を図っていくために、文化遺産の防災に関する研究・技術開発を推進する必要がある。

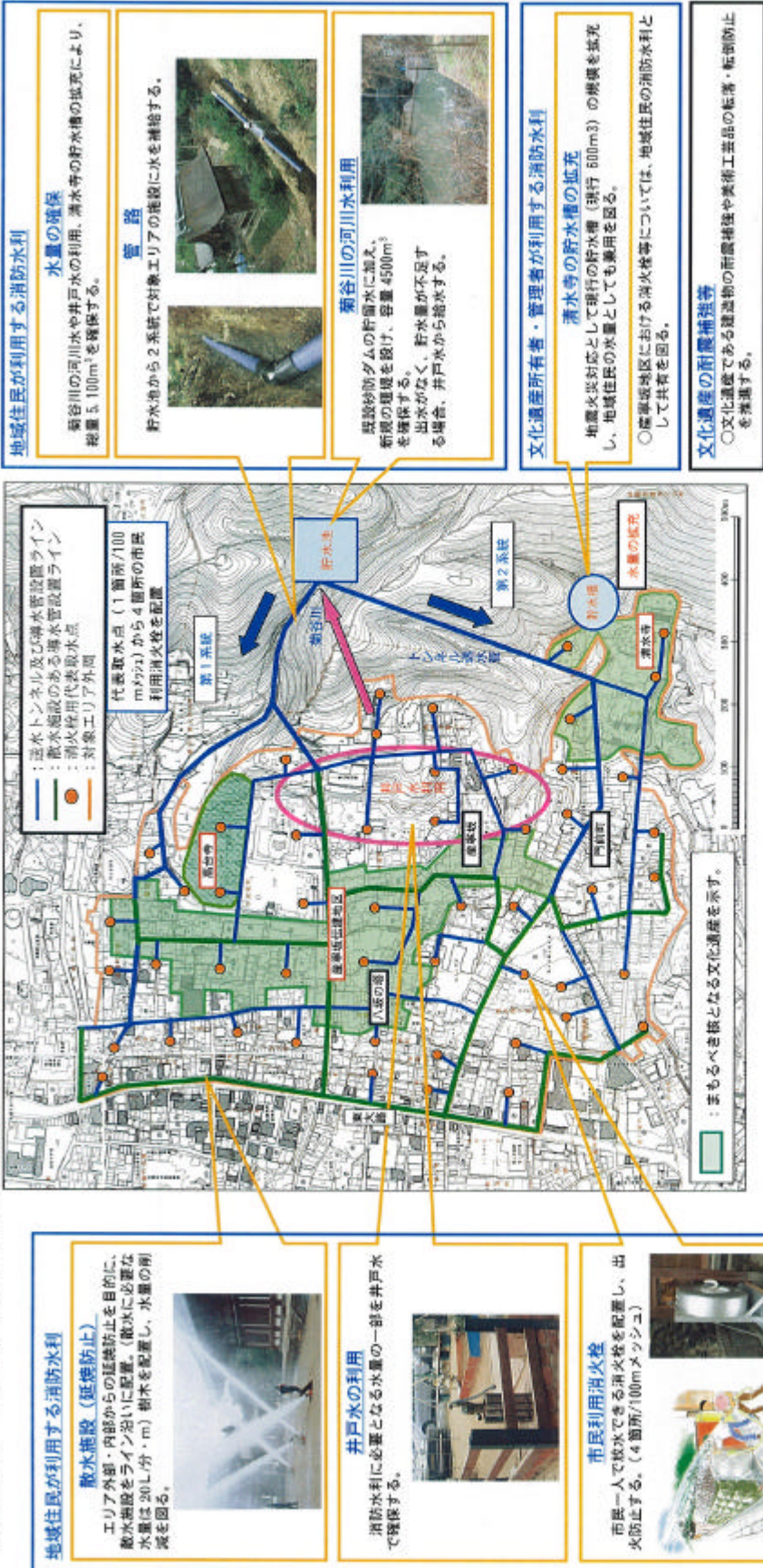
5.3 国際社会との連携の推進

地震災害から文化遺産と地域を守るため、防災に関する国際会議などの場において、文化遺産の防災に関して海外との情報交換を積極的に行っていくことが必要である。

参考資料：地震災害から文化遺産と地域をまもるケーススタディの結果

委員会で対象としたモデル地域において、文化遺産と地域をまもるためのソフト・ハード対策を検討した結果を次頁以降に示す。

清水寺・産寧坂地域における対策



都市の整備
 ○まちなみを考慮しながら、東大路沿いの建物の不燃化を図る。

地域住民が利用する消防水利
水量の確保
 新谷川の河川水や井戸水の利用、清水寺の貯水槽の拡充により、総量5,100m³を確保する。

管路
 貯水池から2系統で対象エリアの施設に水を供給する。

新谷川の河川水利用
 懸崖砂防ダムの貯留水に加え、新谷の建物を設け、容量4500m³を確保する。
 出水がなく、貯水量が不足する場合は、井戸水から補充する。

文化遺産所有者・管理者が利用する消防水利
清水寺の貯水槽の拡充
 地震火災対応として現行の貯水槽(積行600m³)の規模を拡充し、地域住民の水量としても兼用を図る。
 ○産寧坂地区における消火栓等については、地域住民の消防水利として共有を図る。

文化遺産の耐震補強等
 ○文化遺産である建造物の耐震補強や美術工芸品の転落・転倒防止を推進する。

地域住民が利用する消防水利
散水施設(延焼防止)
 エリア外部・内部からの延焼防止を目的に、散水施設をライン沿いに配置。(散水に必要な水量は20L/分・m) 樹木を配置し、水量の削減を図る。

井戸水の利用
 消防水利に必要な水量の一部を井戸水で確保する。

市民利用消火栓
 市民一人で取水できる消火栓を配置し、出火防止する。(4箇所/100m²メッシュ)

消防機関が利用する消防水利
 ○消防用水道管の耐震化を図る。
 ○消防の貯水水槽、消火栓の設置にあたっては、エリア内の建物や放水可能な範囲にカバーできるようにする。
 ○消防機関の延焼防止は東大路で路線防壁を行うものとし、水量は鴨川から増給を図るよう計画する。

事業費の試算

新設管路	5.0億円
消防水利設備	14.2億円
測量試験費	2.0億円
用地取得費	4.8億円
事務費等	2.9億円
事業費計	約 29億円

地域への防災情報の提供
 当該地域の各種ハザードマップや地籍簿等と同等の情報については、広報・周知事業を図る。
 消防水利関連設備の設置位置、操作方法等を緊急時に誰でもわかるよう周知を図る。
観光客の避難・誘導
 多くの観光客が訪れる地域であり、行政、地域住民、文化遺産所有者・管理者で避難誘導の処置について協議を行い、マニュアルを整備する。

ソフト対策
地域防災のネットワークの構築
 消防団、清水寺警備団、自主防災組織、自治連合会、清水安全・安心まちづくり実行委員会、文化遺産の所有者・管理者等の連携を図り、地域防災ネットワークを構築する。
消火・文化遺産撤出活動
 清水寺警備団の活動を手本とし、自主防災組織で対応できるように訓練を行う。また、各種活動のマニュアルを整備する。

柴又帝釈天地域における対策

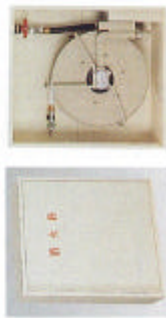
地域住民が利用する消防水利

散水施設（延焼防止）
エリア外部・内部からの延焼防止を目的に散水施設をライン沿いに配置。散水に必要な水量は20L/分・m。樹木を配置し、水量の削減を図る。



市民利用消火栓

市民一人で放水できる消火栓を配置し、出火防止する。（4箇所/100mメッシュ）

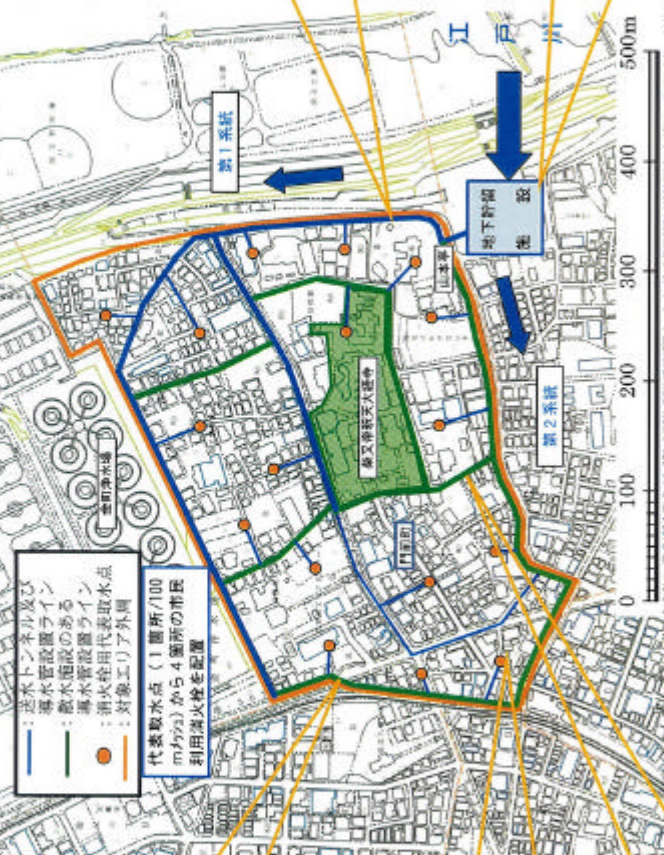


小水路
散水施設の設置箇所に併せて小水路を設け、地下貯留施設の水を小水路に供給し、日常から小水路の水を地域住民ができるようにする。



消防機関が利用する消防水利

○消防用水道面の雨化・液状化対策を行う。
○消防機関の延焼防止は延焼防止によるものとし、道路拡張や不燃化等の対策を行う。



都市の整備

○エリア周辺は道路幅が4m程度しかなく、まちなみを考慮しながら、道路幅の拡張や緑地・公園等の整備、建物の不燃化等を図る。
○液状化対策の必要のある地区であり、公的機関の建物や都市構造物について検討する。

地域住民が利用する消防水利

管 路
貯水池から2系統で対象エリアの施設に水を供給する。



地下貯留施設

江戸川の河川水や雨水等を貯留し、総量2,000m³を確保する。高層等は利便・液状化対策を行う。動力により、ポンプアップして消火栓、散水施設に水を供給する。



文化遺産所有者・管理者が利用する消防水利

○文化遺産施設に設けられている消防水利は通常火災を想定しており、地震火災対応として水量の拡充を図る。

ソフト対策

自主防災組織の構築

行政が単又帝釈天自衛消防隊の積極的な活動を推進するに併せて、神明会消防隊、防災ボランティア等と連携して活動できる自主防災組織の構築を図る。

消火・文化遺産種出活動

神明会消防隊を核とした自主防災組織により、消火・文化遺産種出活動を行い、文化遺産所有者・管理者、消防機関と連携して各種活動のマニュアルを整備する。



地域への防災情報の提供

当該地域の各種ハザードマップや地震被害想定等の情報については、広報・周知徹底を図る。
消防水利関連施設の設置位置、操作手法等を緊急時に備えもわかるよう指示に工夫する。

住民・観光客の避難・誘導

対象エリアの東側の江戸川河川敷は広域の避難場所であり、行政、地域住民、文化遺産所有者・管理者で観光客、広域住民の避難誘導の処遇について協議を行い、マニュアルを整備する。



事業費の試算

消防水利設備	10.1億円
測量設計費	1.2億円
用地取得費	3.0億円
準備費等	1.5億円
事業総計	約16億円

(別紙)

災害から文化遺産と地域をまもるための今後の展開について

関係省庁は、「地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方」を受けて、文化遺産の防災対策の重要性、文化遺産と地域を一緒にまもることの必要性を全国に訴え、各地域における防災対策が推進されるよう、連携して以下の取り組みを今後実施していく。

1. 防災基本計画等における文化遺産の防災対策の位置づけの強化

防災基本計画において文化遺産の防災対策の位置づけを図るとともに、地域防災計画においても文化遺産の防災に関する位置づけの強化を行い、地方公共団体において文化遺産の防災対策が推進されるよう防災基本計画の記述の充実を図る。

2. 地域における事業の早期実現

今後各地域において取り組まれる事業の早期実現を図る。また、全国に対して文化遺産と地域の防災対策の必要性を訴えるため、今回実施したケーススタディについて、パイロット事業としてその実現に向けて東京都、京都市の取り組みを支援する。

3. 地方公共団体への文化遺産の防災対策の意識の普及

各省庁が実施する、防災、文化財、まちづくり、消防に関する地方公共団体担当者への説明会などの機会を捉えて、文化遺産の防災対策の重要性、「地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方」、対策マニュアルの普及を図る。

4. 指定文化財等における総合的な防災対策の推進

指定文化財の所有者・管理者に対して、災害から文化財と地域をまもることの必要性と意義について普及啓発を行うとともに、地震火災対策、修理事業等における耐震化、美術工芸品の転倒防止等総合的な地震防災対策の推進に対する支援を行う。

5. 自主防災組織の活性化

文化遺産と地域をともにまもるという取り組みを行っている自主防災組織に対する支援を行う。また、文化遺産とともに地域を災害からまもろうとする住民による防災まちづくり活動に対する支援を行う。